

総 税 企 第 4 9 号  
平成 23 年 4 月 27 日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿  
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長  
( 公 印 省 略 )

東日本大震災に係る税制上の措置等の広報等について

地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 30 号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）が平成 23 年 4 月 27 日に公布・施行されました。

これに伴い、住民の方からの問い合わせの増加が予想されることから、事務の円滑な実施を図るため、都道府県及び市区町村においては、税制上の措置等の広報等について、積極的に取り組まれるようお願いいたします。具体的な方法としては、広報誌やホームページなどの各種広報媒体の活用、広報資料の窓口への備付等が考えられます。

また、国税庁から別紙 1 の依頼がありましたので、都道府県及び市区町村においては、税務署と連携しつつ、広く被災者の方に税制上の措置等に関する情報を周知するために、積極的に対応いただきますようお願いいたします。

あわせて、別紙 2 のとおり、広報誌等に掲載する際の文例を作成しましたので、ご活用下さい。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨を連絡願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

平成 23 年 4 月 27 日

総 務 省  
自治税務局 企画課 御中

国税庁 広報広聴官

自治体を通じた広報等の協力について（依頼）

平素から、税務行政に多大なご理解を賜り、御礼申し上げます。

本日、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される見込みとなりました。

国税庁では、東日本大震災の被災者の方に、税金の軽減・免除措置が講じられ、所得税等が還付となる場合があることや、その手続方法等の広報を実施することとしております。

東日本大震災で被災された納税者の中には、未だに避難生活をされている方、住所地を離れて他都道府県にある避難所や個人の住まいに身を寄せている方も多数おられることから、広く被災者の方に税の軽減措置に関する情報を周知するために、全国の自治体に下記の協力依頼を行う予定としております。

つきましては、これらの広報等が円滑に実施できますよう、貴省から全国の自治体にご協力をいただきたい旨を通知していただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 県・市町村広報誌への税務署からのお知らせの掲載
- 2 被災者向けパンフレットの県・市町村窓口への備え付け
- 3 被災者に対して説明会を開催する場合の会場確保へのご配慮及び被災者向け広報のご協力

**この案文の使用方法について**

- 1 この案文は、都道府県又は市区町村の広報誌等への掲載を想定して作成したものです。
  
- 2 各地方団体におかれましては、それぞれ以下のようにご活用下さい。
  - ア 被災地域を有する自治体（以下「被災自治体」といいます。）  
→ **①被災自治体向け案文【短文】** 又は **②被災自治体向け案文【長文】** のいずれかをご活用ください。
  - イ 被災自治体以外の自治体  
→ **③被災自治体以外向け案文** をご活用ください。
  - ウ 「ふるさと寄附金」による義援金等被災地支援の周知  
→ **④ふるさと寄付金周知案文** をご活用ください。
  
- 3 本案文は例を示しているものであり、各地方団体において文言やレイアウトを調整することは差支えありません。

## ①被災自治体向け案文【短文】

### 東日本大震災により被害を受けられた方へ 税務署からのお知らせ

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、特例により、平成 22 年分所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けられます。詳しくは最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。www.nta.go.jp

税制上の措置	概要
申告・納付等の期限延長	平成 23 年 3 月 11 日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています。(平成 23 年 5 月現在の状況です。)(※1)
所得税の軽減又は免除	所得税法に定める雑損控除、又は、災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除が受けられます。
源泉所得税の徴収猶予・還付	所得税の軽減又は免除が受けられる方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
住宅借入金等特別控除の特例	住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は、引き続き適用を受けることができます。
財産形成住宅(年金)の利子等の非課税	大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。
納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。
予定納税額の減額	平成 23 年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。

このほか、自動車が廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や買換車両に係る自動車重量税の免除が受けられます。また、被災された方が作成する「消費貸借契約書」(金銭借用書)、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

### 東日本大震災により被害を受けられた方へ ○○県(都道府)・『県(都道府)内市町村/○○市(町村)』からのお知らせ

大震災により被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、○○県税務課(Tel.0000-0000)又は『お住まいの市町村/○○市税務課(Tel.0000-0000)』にお問合せください。

	税制上の措置	概要
共通	申告・納付等の期限延長	平成 23 年 3 月 11 日以降に到来するすべての地方税の申告・納付等の期限が延長されています(※2)。
	減免措置	被害にあわれた方の状況に応じて、お住まいの都道府県・市町村の条例の定めるところにより税の減免を受けることができます。

県税	自動車取得税等の非課税措置	滅失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税及び平成 25 年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。
市 (町村) 税	個人住民税の軽減措置	住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。
	固定資産税の軽減措置	滅失・損壊した住宅の敷地についても、引き続き住宅用地として固定資産税の軽減措置を受けることができます。また、滅失・損壊した家屋の買い換えなどをされた方も軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成 25 年度分までの軽自動車税が非課税となります。

なお、大震災により滅失・損壊した自動車には、自動車税・軽自動車税は課されません。また、津波で甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成 23 年度分の固定資産税は課されません。(※3)

原子力発電所事故に伴う避難地域等における地方税の取扱いについては、国において検討されているところですので、決まり次第お知らせします。

<掲載にあたっての留意点>

- ※1 指定5県（平成 23 年国税庁告示第 8 号により指定された青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の5県をいいます。）以外の都道府県・市町村においては、「大震災で被害を受けたこと等に関連して期限までに申告・納付等が困難な場合は、申請書を税務署に提出することにより、期限が延長されます。」として下さい。
- ※2 期限の延長を行っていない地方団体においては、「申告・納付等の期限延長」は「申告・納付等を期限までにできない方は、その期限を延長することができます。」として下さい。
- ※3 津波で甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域については、別途住民の方々にわかりやすくお知らせ願います。

## ②被災自治体向け案文【長文】

### 東日本大震災により被害を受けられた方へ 税務署からのお知らせ

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、特例により、平成 22 年分所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けられます。

#### 1 所得税の軽減又は免除

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。所得税法に定める雑損控除又は災害減免法に定める税金の軽減・免除を受けるためには、すでに平成 22 年分の確定申告を行っている方は『更正の請求』、それ以外の方は『確定申告』を行ってください。手続に必要な書類は、①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの、②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの、③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額の分かるもの、④市町村から交付を受けた『り災証明書』、⑤還付金の振込み先金融機関名及び口座番号の分かるものです。また平成 22 年分の確定申告を行っている方は、その控え、確定申告を行っていない方は、平成 22 年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（例えば、源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）などが必要です。なお、津波などで必要な書類がない場合でも手続はできますので、税務署にご相談ください。

#### 2 源泉所得税の徴収猶予・還付

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方で、上記 1 の雑損控除の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が 50%以上であり平成 23 年分の所得金額が 1,000 万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成 23 年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。ただし、平成 22 年分の所得税で雑損控除を受け、繰り越される雑損失がない方や災害減免法の軽減・免除の適用を受けた方は、この徴収猶予や還付は受けられません。

#### 3 住宅借入金等特別控除の特例（住宅ローン控除の特例）

大震災により、住宅借入金等特別控除の適用対象となっていた住宅に居住できなくなった場合でも、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの控除期間について、引き続き適用を受けることができます。また、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けていた方は、引き続き年末調整で住宅借入金等特別控除を受けることができます。

#### 4 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子の非課税

大震災で被害を受けたことにより、平成 24 年 3 月 10 日までに勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、税務署長にその旨の確認を受けることにより、利子等が非課税となります。なお、すでに払出しの際に徴収された所得税は、請求により還付を受けることができます。

#### 5 予定納税額の減額

予定納税額の通知を受けた方で、大震災により被害を受けて、平成 23 年分の申告納税見積額が通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額の減額を受けることができます。予定納税の減額を受ける方は、6 月 30 日の現況によって、平成 23 年分の所得金額と税額を見積もり、「予定納税の減額申請書」を税務署に

提出してください。

## 6 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付及び免税

自動車検査証の有効期間内に震災により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会で自動車の永久抹消登録等を行った上で、その窓口に戻付申請書を提出することにより自動車重量税の還付を受けることができます。

また、被災自動車の使用者であった方が、買換車両を取得した場合には、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の免税を受けることができます。

## 7 印紙税の非課税

被災された方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用証書）、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

震災に関する国税の取扱いについてご質問がありましたら、最寄りの税務署にお電話ください。自動音声の案内に沿って「0（ゼロ）」番を選択し、震災に関する手続のご相談であることをお伝えください。その他の国税の軽減措置については、国税庁ホームページをご覧ください。[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## **東日本大震災により被害を受けられた方へ ○○県（都道府）・『県（都道府）内市町村／○○市（町村）』からのお知らせ**

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方は、住民税、固定資産税、自動車税等の地方税について、次のような軽減措置等を受けられます。

### **共 通**

#### ○ 申告・納付等の期限延長

平成 23 年 3 月 11 日以降に到来するすべての地方税の申告・納付等の期限が延長されています。（※1）

#### ○ 減免措置

被害にあわれた方の状況に応じて、お住まいの都道府県・市町村の条例の定めるところにより地方税の減免を受けることができます。

### **県 税**

#### ○ 被災した家屋に代わる家屋等を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

大震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）に代わる家屋を取得した場合、又は被災家屋の敷地に代わる家屋用の土地を取得した場合には、その家屋や土地が所在する都道府県の認定を受けることにより、それぞれ、被災家屋、被災家屋の敷地の面積分の不動産取得税は課されません。

#### ○ 被災した自動車の代替自動車に係る自動車取得税・自動車税の非課税

大震災により滅失・損壊した自動車の所有者の方が、その自動車の代わりに自動車（代替自動車）を平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得し、取得した代替自動車を主に定置する都道府県の認定を受けた場合には、自動車取得税及び平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税が非課税となります。

また、平成 23 年 3 月 11 日から現在までの間に、既に代替自動車を取得された方は、

代替自動車を主に定置する都道府県に申請することにより、納付した自動車取得税の還付を受けることができます。

なお、大震災により滅失・損壊した自動車には、自動車税は課されません。

## 市（町村）税

### ○ 住宅や家財などに損害を受けた場合の個人住民税の軽減措置

大震災により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することにより個人住民税の軽減を受けることができます。この軽減措置は、所得税で申告した方については、基本的に手続不要です。

### ○ 住居等に被害を受けた場合の固定資産税の軽減措置等

大震災により住宅が滅失・損壊した方は、その住宅の敷地の固定資産税について引き続き住宅用地としての軽減措置を受けることができます。

また、滅失・損壊した家屋の買い換えなどをされた方は、それらに係る固定資産税について軽減措置を受けることができます。

なお、津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成 23 年度分の固定資産税は課されません。（※ 2）

### ○ 被災した軽自動車等の代替軽自動車に係る軽自動車税の非課税

大震災により滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得し、取得した軽自動車を主に定置する市町村の認定を受けた場合には、平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

また、2 輪のバイクを 2 輪のバイクに、小型特殊自動車を小型特殊自動車に買い換えた場合も対象となります。

なお、大震災により滅失又は損壊した軽自動車には、軽自動車税は課されません。

軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳しい内容や手続、震災に関する地方税の取扱いについてご質問がありましたら、〇〇県税務課（Tel 0000-0000）又は『お住まいの市町村／〇〇市税務課（Tel 0000-0000）』にお問い合わせ下さい。

なお、原子力発電所事故に伴う避難地域等における地方税の取扱いについては、国において検討されているところですので、決まり次第お知らせします。

#### <掲載にあたっての留意点>

※ 1 期限の延長を行っていない地方団体においては、「申告・納付等を期限までにできない方は、その期限を延長することができます。」として下さい。

※ 2 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域については、別途住民の方々にわかりやすくお知らせ願います。

### **③被災自治体以外向け案文**

#### **東日本大震災により被害を受けられた方へ 税金関係のお知らせ**

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

また、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税等の特例があります。詳しくは、お住まいの都道府県又は市町村にお問い合わせ下さい。

### **④ふるさと寄付金周知案文**

#### **あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に**

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報HPをご覧ください。<http://www.soumu.go.jp>